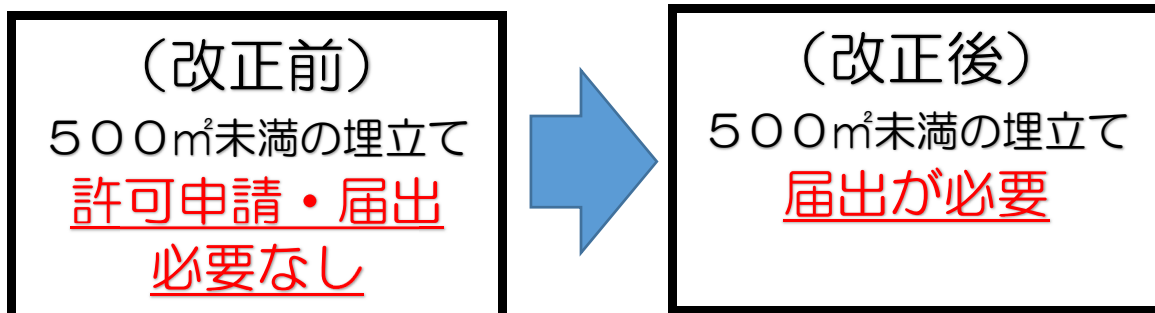


500㎡未満の埋立て

事前に届出！！

認められていない土砂等の違法埋立て行為を未然に防止するために10月15日以降に500㎡未満の土地へ埋立てを行う場合は届出（裏面参照）が必要となります。

埋立ての目的等により届出が不要な場合もありますので、埋立てを予定している方は事前に役場までご連絡をお願いします。



○問合せ

大多喜町役場 環境水道課 環境係
電話82-2067（直通）

第2号様式の3（第5条の2関係）

500平方メートル未満の埋立て事業届

年 月 日

大多喜町長

様

事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号
施工者 住所
氏名 ⑩
電話番号
担当者
土地所有者 住所
氏名 ⑩
電話番号

大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施工目的	
2 施工場所	大多喜町
3 施工する土地の地目	宅地・田・畑・山林・その他（ ）
4 施工面積	m ²
5 施工土砂の種類	山砂 町内採取土砂 町外土砂 その他（ ）
6 施工土砂の搬入量	m ³
6 施工予定期間	年 月 日～ 年 月 日
7 その他	